

顕彰委員会規則

2014年10月24日理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、顕彰委員会（以下「本委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 本委員会は、地球惑星科学の発展に寄与する顕彰制度の策定ならびに審査の為の事務を任務とする。

(構成)

第3条 本委員会の構成は、100名以内の委員をもって構成する。
2 委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選任する。

(委員会の下に置く組織)

第4条 本委員会のもとに、学生優秀発表賞審査小委員会を置く。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、最大3期までとする。委員長、副委員長についても同様とする。

(委員長及び副委員長の任期)

第6条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
2 委員長及び副委員長の任期は最大2期とし、再任はしない。

(権限)

第7条 本委員会は、第2条で定める顕彰制度の策定と審査のための事務に必要な事項について検討し、その結果を理事会に報告する。
2 その他、顕彰制度の策定と審査のための事務に関し、理事会の諮問に応じ又は必要に応じて自ら理事会に意見を述べる。

附則

- (1) この規則は、2014年10月24日から施行する。
- (2) 2017年5月2日理事会第2条および第5条改定、第6条および附則(2)追加